



八千代市農業委員会だより

私たちが新しい農業委員・推進委員です



よろしくお願ひします

就任のあいさつ

八千代市農業委員会会長 小名木 伸雄

本市農業者の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃より農業委員会活動にご理解とご協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

本年七月農業委員改選後の初総会におきまして、委員各位のご推挙により会長に就任いたしました。光栄であると同時に責任の重さを痛感いたしております。

私は、役所を退職してから、稲作の規模拡大を図ってきました。今年の収穫は無事終了しましたが、コロナ禍において、コロナより恐れていたのは、豪雨など自然の脅威でした。気候変動によって、水害や干ばつが多発したらどんなに農家が頑張っても、作物を作ることさえままならなくなります。それほど昨今の自然災害は深刻になっていると思います。

農業委員会では、毎年、活動計画を策定しています。主に、①「担い手への農地の利用集積・集約化」、②「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」、③「遊休農地に関する措置」などに係る活動を行っており、農業者の皆様はもとより関係機関と協力しながら目標達成に向けて取り組んでまいります。

一度荒れた農地を元に戻すことがどんなに大変か皆様ご承知のとおりです。「今耕している農地を、耕せるうちに、耕せる人に繋いでゆく」これが大事なことだと思います。三年間よろしくお願ひいたします。

新任の農業委員を紹介します

(議席番号①～⑭順に掲載。主に担当する地区を掲載)



すずき まさのり
④ 鈴木 正範

勝田・勝田台・勝田台南・村上・村上南・下市場・勝田台北地区担当



しまむら はやと
③ 島村 隼人

米本B(中宿・下宿・稲荷前・逆水)地区担当



くろさき れいこ
② 黒崎 玲子

上高野・下高野地区担当



いちかわ かずひこ
① 市川 和彦

佐山・平戸地区担当



さとう たかゆき
⑧ 佐藤 孝之

小池・真木野・神久保・島田台・大学町地区担当



かも たろう
⑦ 加茂 太郎

米本A(辺田・砂戸・内宿・上宿)地区担当



しょうじ みのる
⑥ 将司 実

大和田新田・緑が丘・緑が丘西地区担当



やすはら きよし
⑤ 安原 清

吉橋・尾崎地区担当



まの けいいち
⑫ 間野 恵一

(下市場・勝田台北地区担当)



いながき てつや
⑪ 稲垣 哲也

大和田・萱田町・八千代台・高津・高津東地区担当



たていし かつのり
⑩ 立石 勝則

桑橋・島田・桑納地区担当



はなしま あつし
⑨ 花島 淳

萱田・ゆりのき台地区担当

会長職務代理者のあいさつ
将司 実
農業委員会会長職務代理者に推挙されました将司と申します。
農家の皆様の声を大切にしながら、八千代市の農業の発展に寄与するため、職務代理者の職責を果たしていきたいと思っております。
どうぞよろしくお願いたします。



おなぎ のぶお
⑭ 小名木 伸雄

神野・保品・堀の内地区担当



さいとう こういち
⑬ 齋藤 孝一

麦丸地区担当

新任の農地利用最適化

推進委員を紹介します

(主に担当する地区を掲載)

第1区 (大和田区域)



なかだい やすみ
中基 保美

大和田・萱田町・八千代台・
高津・高津東地区担当



ながおか いさむ
長岡 勇

萱田・ゆりのき台
地区担当



【推進副委員長】

すずき よしのり
鈴木 美登

大和田新田・緑が丘・
緑が丘西地区担当

第2区 (睦区域)



こばやし まさき
小林 正樹

上高野・下高野地区担当



【推進委員長】

いまい しげる
今井 茂

神野・保品・堀の内
地区担当



くろさわ きょうこ
黒澤 京子

佐山・平戸地区担当



たていし たけし
立石 猛

米本B(中宿・下宿・
稻荷前・逆水)地区担当



しだ けいすけ
志田 啓佑

米本A(辺田・砂戸・
内宿・上宿)地区担当



たていし ひでお
立石 秀夫

桑橋・島田・桑納
地区担当



さくらい まさひろ
櫻井 正浩

麦丸地区担当

第3区 (阿蘇区域)



つなしま かずろう
綱島 和朗

勝田・勝田台・勝田台南・村上・村
上南・下市場・勝田台北地区担当



よしはし せいいち
吉橋 清一

吉橋・尾崎地区担当

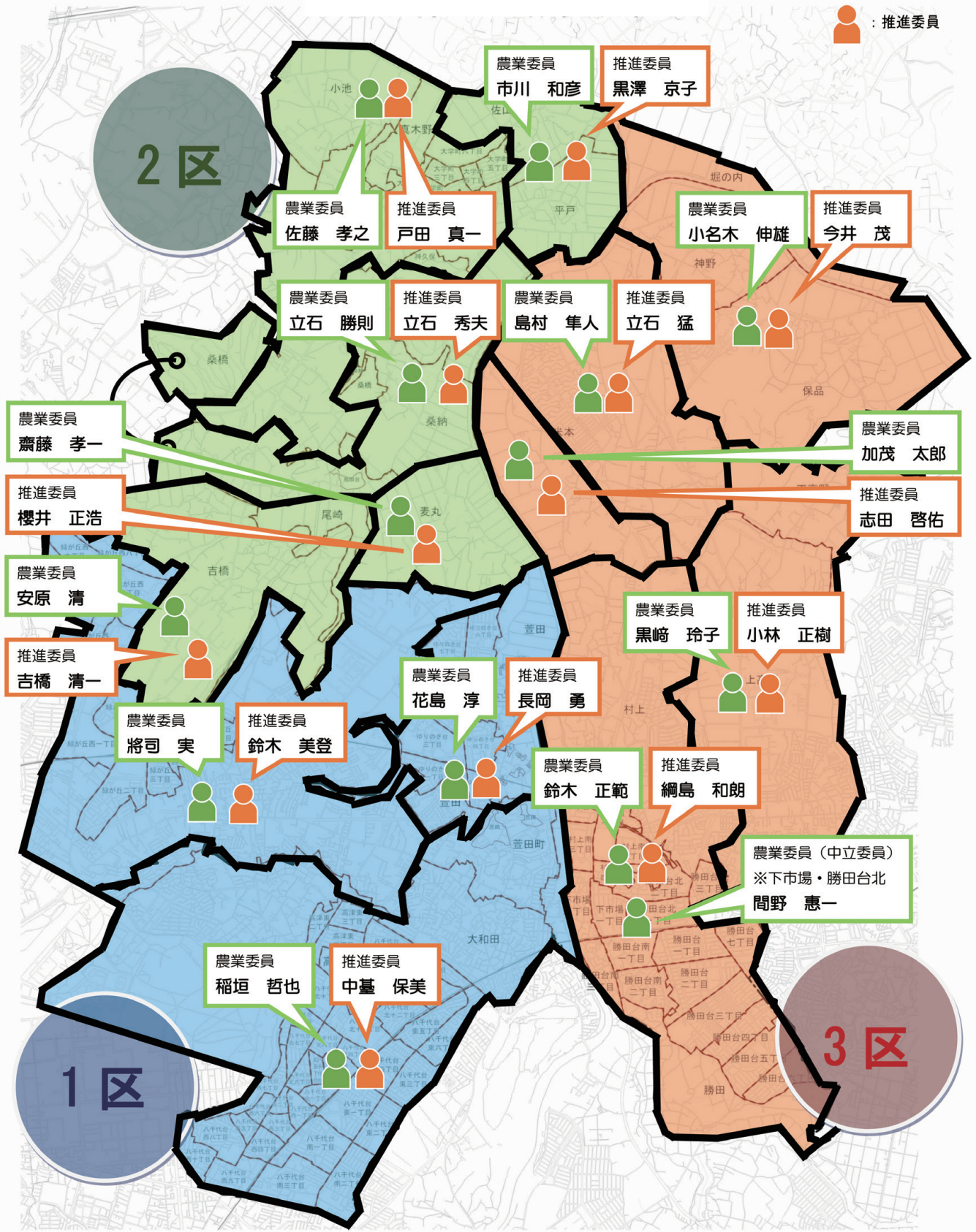


とだ しんいち
戸田 真一

小池・真木野・神久保・
島田台・大学町地区担当

各担当地区（区域）図

 : 農業委員
 : 推進委員



「令和3年度八千代市農業施策に関する意見書」の提出について

令和2年10月14日、農業委員会から服部友則市長へ「令和3年度八千代市農業施策に関する意見書」を提出しました。



今回は、具体的な施策の提案を行いました。

意見書の内容は次のとおりです。

1 遊休農地対策及び担い手の確保について

八千代市では、農業者の高齢化

や担い手の不足によって、遊休農地面積が増加傾向にある。令和元年度の遊休農地合計面積は約113・90ヘクタールであり、管内の農地面積の12・25パーセントを占めている。

遊休農地は、長期間放置することで、くずなどの除去が困難な草本が発生し、農地への復元が困難になるが、それらの農地について、ある一定の経営者に一団としての管理を誘導することで、農地管理がしやすく、今後発生しうる遊休農地も未然に防止できる。

よって、借り手が認定農業者または、認定新規就農者の場合に貸し手農家及び借り手農家の両者に補助（市独自補助）を創設し、表1のとおり予算確保を願いたい。

表1	新規設定（6年以上）	34件 ^{※1} ×双方（2名）×20,000円 ^{※2}	=1,360,000円
	再設定（6年以上）	37件 ^{※1} ×双方（2名）×10,000円 ^{※2}	= 740,000円
			計 2,100,000円

※1 件数については、令和元年度実績値（契約筆数）。
 ※2 補助金については、船橋市の補助金額を参考に代入。

2 有害鳥獣対策について

令和元年度の農業者アンケートにおいて、鳥獣被害対策への取り組み強化が要望として多く上がった。

果樹への鳥類による被害は顕著であり、対策は多目的防災網などによるものがあるが、防災網設置について、県の補助金だけでは、補助率の低さなど、十分なものではない。

よって、県の補助に併せ、市独自の上乘せ補助を創設し、表2のとおり予算確保を願いたい。

その他、防災網の張替え時は補助対象とならないなどの課題もあるため、新たな補助制度を検討されたい。また、有害鳥獣の数を減らすには、猟友会による駆除が主な手段となるが、近年は狩猟免許を取得する者が少なくなっていることから、免許取得に対す

表2	「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業の1/10上乘せ補助（市独自補助）	16,956,000円 ^{※3} ×1/10 ^{※4}	=1,695,600円
----	--	---	-------------

※3 昨年度の次世代産地整備支援事業費総額。
 ※4 補助割合については、芝山町を参考に代入。

る助成金の検討、さらには、電気柵設置に対する補助もないため、補助事業の創設を検討されたい。

3 農業交流センターについて

農業交流センターについて、研修室や調理実習室は農業振興上の利用に対し、使用料免除が規則で規定されているが、農産物販売所や喫茶コーナーの利用に関しては、使用料免除の規定がない。

農産物販売所や喫茶コーナーについても、減免することで、農家レストランなどの農業振興を目的とした施設の設置や、農業従事者と一般市民の交流の場、農業交流センターの活性化にもつながると考えられる。

よって、「やちよ農業交流センター」の設置及び管理に関する条例施行規則

表3	〈使用料の減免〉 （追加）農業者の経営意欲の増進並びに知識及び技術の向上を図るための活動を行うために「農産物・加工品販売所」「農産物加工所」「喫茶コーナー」を利用する場合100分の50 ^{※5}
----	---

※5 減免割合については、50パーセントを想定。

の改定を行い、表3のとおり使用料の減免を願いたい。

4 人・農地プランについて

「人・農地プラン」の実質化に向けて、より実効性のあるプラン作成には、集積に係る予算の確保が欠かせない。

現在、候補となっている「島田

(島田・島田谷津)地区」「尾崎地区」「米本地区」「桑納川地区」について、早急に協議を進め、農地の集積に必要な予算の確保を願いたい。

加えて、

地域での協議の場を設置に取り組み、土地改良事業等の

(例)中間管理事業(機構集積協力金)

・「島田(島田・島田谷津)地区」	20.0ha ^{*6} ×100,000円 ^{*7}	= 2,000,000円
・「尾崎地区」	15.0ha ^{*6} ×100,000円 ^{*7}	= 1,500,000円
・「米本地区」	30.0ha ^{*6} ×100,000円 ^{*7}	= 3,000,000円
・「桑納川地区」	30.0ha ^{*6} ×100,000円 ^{*7}	= 3,000,000円
		計 9,500,000円

※6 面積は想定。 ※7 単価は1ha(ヘクタール)当たり10万円の場合。

促進に努められたい。



令和2年度の目標及び活動計画を策定しました

農業委員会の重点業務である「農地等の利用の最適化」に向け、目標とその達成のための活動計画を策定し推進しています。目標及び活動計画の内容は次のとおりです。

【目標】

①担い手への農地の利用集積・集約化

新規集積面積 10ヘクタール
※管内の農地面積

(令和2年3月現在)
838ヘクタール

②新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

新規経営体数 3経営体

③遊休農地に関する措置

解消面積 5ヘクタール
※管内の遊休農地面積
(令和2年3月現在)
113・90ヘクタール

④違反転用への適正な対応

※管内の違反転用面積
(令和2年3月現在)
0.17ヘクタール

【活動計画】

①担い手への農地の利用集積・集約化

- ・農地台帳調査時に所有農地に対する意向調査を行う。(12月)
- ・意向調査を基に利用集積可能な農地を台帳に整備する。(1月～2月)
- ・農地の利用集積・集約化を促進するため、農政部門と連携しながら地域の意見集約を図る。

②新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

- ・新規就農希望者からの相談に随時対応する。

③遊休農地に関する措置

- ・管内全域の農地の巡回調査を一斉に実施(11月～12月)し、遊休農地を把握する。

- ・利用状況調査の結果、遊休農地と判定された農地の所有者に対し、利用意向調査を行う。(12月～翌1月)

④違反転用への適正な対応

- ・県及び関係各課合同で違反転用パトロールを実施する。(8月)
- ・農業委員会だより等で農業者等へ周知を行う。(11月及び翌3月)
- ・定例(毎月)現地調査の際、併せて周辺農地のパトロールを行う。
- ・違反者に対し、関係部署と連携して改善に向けた活動を行う。

退任された委員の皆様

令和2年7月19日の任期満了に伴い、左記の方々が委員を退任されました。多年にわたり農業者の地位の向上と市の農業振興にご尽力いただきました。長い間ありがとうございました。

◆農業委員（五十音順・敬称略）

浅野 正夫

石井 忠徳

江野澤 隆之

川嶋 和義（令和2年3月31日付）

萩原 直也

深山 信夫

◆推進委員（五十音順・敬称略）

石井 孝治

鈴木 勉

立石 輝雄

蜂谷 與

村田 一夫

山崎 良弘

「持続化給付金」の申請期間の終了日が近づいています！

新型コロナウイルスの感染拡大により、全国の農林水産業及び食品産業に影響が広がっているなか、政府は感染拡大によって大きな影響を受ける事業者に対して、「持続化給付金制度」を創設しています。

この給付金の申請受付は、令和3年1月15日で終了する予定となっていますので、ご注意ください。申請方法等の詳細につきましては、農林水産省ホームページ（https://www.maff.go.jp/i/saigai/n_coronavirus/benefit.html）でご確認いただくか、下記までお問い合わせください。

【相談ダイヤル】

持続化給付金事業コールセンター
0120-115-570

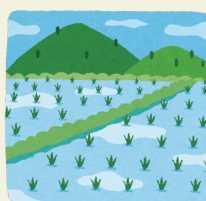
【IP 電話専用回線】03-6831-0613

受付時間8：30～19：00（土曜日を除く月曜日から日曜日）



【問い合わせ】

農林水産省経営局経営政策課（農業者のみ対応）
代表：03-3502-8111（内線5151）
直通：03-6744-0575



農地の貸し借りは市への手続きが必要です！

農地の「時効取得」を知っていますか？

正しい手続きをしないで、20年以上の間で農地の貸し借りが行われていた場合、農地を借りている人が賃借権を取得することがあります。

その場合、いざ農地を売ったり、貸したりするときには、農地を借りている人の同意が必要になったり、離作料を請求される場合があります。

👉 こんな農地はありませんか？

- 昔から手続きをせずに農地を貸して（借りて）いる。
- 手続きをしてあるのかもわからない農地を貸して（借りて）いる。
- 親戚・知人に信頼だけで貸して（借りて）いるので、手続きをしていない。
- 転作・税金等の関係があるので、手続きをせずに貸して（借りて）いる。
- 手続きがめんどろなので、手続きをせずに貸して（借りて）いる。
- 手続きをせずに農作業の受委託を行い、地主が相手方から賃借料をもらっている。
- 法律の要件に該当しないので、手続きをせずに貸して（借りて）いる。

裁判になったら
負担が…



こんな時、またはこうなる前に、農政課・農業委員会へご相談ください。

【問い合わせ】農政課 ☎421-6763(直通) 農業委員会事務局 ☎421-6793(直通)

農業者年金で

生活の安定・安心を

次の要件を満たせば、誰でも加入できます。

- ① 20歳以上60歳未満
- ② 年間60日以上農業に従事
- ③ 国民年金第1号被保険者
(保険料納付免除者を除く)

ポイント👉

◆保険料の積立額を月額2万円から6万7千円の間で自由に決められます。

◆奥様も単独で入ることができ、女性農業者の老後をサポートします。

問い合わせは、JA八千代市
(☎450-3711) または
農業委員会事務局 (☎421-6793) へ。

全国農業新聞を

購読しませんか？

全国農業新聞は、経営と暮らしに役立つ農業総合専門紙です。

毎週金曜日に発行され、自宅に配送されます。購読料は、月額700円(送料・税込み)です。

申込みは農業委員会事務局(☎421-6793)へ。

編集後記

今期からの農業委員会だよりの編集を行う広報委員です。

委員長 間野 恵一
副委員長 稲垣 哲也
委員 佐藤 孝之
黒澤 京子
立石 猛
綱島 和朗
長岡 勇

以上7名で頑張っています。よろしくお祈りします。

令和2年11月発行
第45号

発行 八千代市農業委員会
編集 広報委員会

〒276-8501
八千代市大和田新田312-5
電話047(421)6793(直通)
URL <http://www.city.yachiyo.chiba.jp/500500/index.html>